

群馬県、前橋市からのお知らせ

浄化槽保守点検業の登録が変わります

平成21年4月1日に前橋市が中核市に移行します。
それに伴い、前橋市管内の**浄化槽保守点検業の登録事務が前橋市に移ります。**

現行

県内で営業する保守点検業→群馬県に登録

平成21年4月～

前橋市で営業をする保守点検業→前橋市に登録

前橋市以外の県内で営業する保守点検業→群馬県に登録



前橋市管内とそれ以外の地域で営業するには、**前橋市と群馬県の2つの登録が必要になります。**

※移行措置

現在、前橋市を営業区域として群馬県に登録している場合は、次の更新まで前橋市管内で営業ができます。（更新時には、前橋市に登録が必要になります。）

※前橋市と富士見村との合併（平成21年5月）に係る措置

前橋市と富士見村が合併することにより、富士見村を営業区域として県に登録している場合は、合併後、前橋市全域での営業が可能となります。

問い合わせ先：群馬県廃棄物政策課 tel 027-226-2853
前橋市清掃業務課 tel 027-898-6273